

## 第7節 火災予防対策の推進

関係機関	産業振興室、建築・開発指導室、消防本部
------	---------------------

市街地、林野等における火災の発生を防止するとともに、延焼の拡大を防止するため、火災予防対策の推進に努める。

### 第1 建築物等の火災予防

一般建築物、高層建築物、地下街における出火防止及び初期消火の徹底を図る。

#### 1 一般建築物

##### (1) 火災立入検査の強化

消防本部は、市内の工場や公衆の出入りする場所などについて、消防法（昭和23年法律第186号）第4条、第4条の2に基づく立入検査を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の耐震性の強化等について、改善指導する。

##### (2) 防火管理制度の推進

消防本部は、学校、病院、工場など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）に対し、消防法第8条の規定による防火管理者を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

ア 消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施

イ 消防用設備等の設置、点検整備、維持管理

ウ 火気取扱いの監督、収容人員の管理

エ その他防火管理上必要な業務の実施

##### (3) 防火対象物定期点検報告制度の推進

消防本部は、多数の者が利用する防火対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合への取組みを推進する。

##### (4) 住宅防火対策の推進

消防本部は、住宅における住宅用火災警報器の設置を促進する。

##### (5) 住民、事業所に対する指導、啓発

消防本部は、住民、事業所に対し、消火器の使用方法、地震発生時の火を使用する器具・電気器具の取扱い等、安全装置付ストーブ等の普及の徹底を図るとともに、広報活動や防火図画の募集などによる火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。

##### (6) 定期報告制度の活用

市は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条に基づく定期報告制度を活用し、一定規模以上の多数の人が利用する建築物や建築設備の適切な維持保全の促進を図る。

#### 2 高層建築物

市及び消防本部は、高層建築物については、前項の事項の徹底のほか、防災計画書の作成指導や共同防火管理体制の確立、防災規制など、所有者等に対する火災の未然防止を指導する。

##### (1) 対象施設

高さが31mを超える建築物

(2) 防災計画書の作成指導

原則として高層建築物の新築に際し、出火防止・初期消火や避難安全性の確保等の観点から建築物の計画条件に即した総合的な防災計画書の作成を指導する。

(3) 共同防火管理体制の確立

管理の権原が分かれている高層建築物において、共同防火管理体制の確立を指導する。

(4) 防災規制

高層建築物において使用する防災対象物品については、防災性能を有するものを使用するよう指導する。

(5) 屋上緊急離着陸場等の整備

原則として、非常用エレベーターの設置を要する高層建築物には、屋上緊急離着陸場又は緊急救助用スペースを設置するよう指導する。

第2 林野火災の予防

市及び消防本部は、林野周辺地区住民の安全を確保するとともに、森林資源を保全するため、積極的な火災予防対策を推進する。

(1) 監視体制等の強化

林野の関係者に対し、火災の予防上適正な管理と火入れその他火気取扱い作業時等における諸遵守事項を確実に履行するよう指導するとともに、ハイカー等の入山者に対しては、防火標識、標柱等を所要位置に設置し、防火意識を喚起させるほか、林野火災発生危険期には、期間を設定し、巡視を実施し、林野火災防止に努める。

(2) 林野火災対策用資機材の整備

消防力強化のため、資機材の整備と備蓄を推進する。

ア 消火作業機器等の整備

空中消火用資機材、林野火災工作車、可搬式ポンプ・送水装置、ジェットシューター、チェーンソー等作業用機器

イ 消火薬剤等の備蓄